daily コラム

2026年8月3日(月)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6ＴＨビル 2 階
ＭＭＩグループＴＥＬ03-3778-2311ＦＡＸ03-3778-2317
Emaildailycolumn@m-m-i-g.com

「定期同額給与」に該当する？
役員の子の学費を一括払いした場合

海外赴任者の「子女教育手当」

海外に駐在員事務所、支店や工場がある日本の会社では、海外に赴任する役員や従業員に様々な手当を設けている会社がほとんどです。役員・従業員が家族を伴って赴任する場合には「子女教育手当」として、帯同する子女の学費（入学金、授業料、スクールバス代、施設維持費）や学校に対する寄附金を会社が負担するケースがあります。

学校の選択肢としては、現地校、日本人学校やインターナショナルスクールなどがあり、1人当たり年間50万円から400万円と幅があるため、会社によっては上限額を設けていることもあります。

役員の子の学費を会社が一括払いした場合

国税庁ＨＰの質疑応答事例では「法人が役員の子の授業料を一括して支出した場合（定期同額給与）」が掲載されています。

照会内容を要約すると、役員に対する毎月の給与のほかに、役員の子が通う学校の授業料を会社が負担し、1年分の授業料を学校に一括払いしたというもの。この手当は、その会社の法人税法上の「定期同額給与」に該当するかというのが照会内容です（所得税法上「現物給与」として給与課税している前提での照会になります）。

「定期同額給与」とは、法人税法上、損金の額に算入することができる役員給与の類型の一つ。法人税法では、「定期」かつ「同額」で支給するものとされています。

＜定期同額給与の要件＞

定期	その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであること
同額	その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの

一見「定期同額給与」と思えないが…

一括払いした授業料は、定期同額給与に該当しないように思えますが、この質疑応答事例では「該当する」としています。

役員に対して「継続的に供与される経済的利益」のうち、供与される利益の額が「毎月おおむね一定」であるものは、「定期同額給与」として取扱われます。この場合、負担した費用の支払形態や購入形態により判定するものではないとしています。一般に授業料は、在学契約により役員の子が継続的に受ける教育役務の提供の対価なのだから、役員に対して給与を支給したのと同様の経済効果が継続的に（毎月おおむね一定に）もたらされているということのようです。



補足と解説（お客様へは１ページ目だけを送付してください）

国税庁ＨＰ質疑応答事例法人が役員の子の授業料を一括して支出した場合（定期同額給与）

https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/11/20.htm

【引用】

【照会要旨】

当社は、役員に対して毎月同額の給与を支給するほか諸手当として、この役員の子が通う学校の授業料を負担することとし、1年分の授業料を一括して学校に支払っています。この諸手当は、定期同額給与に該当しますか。なお、この諸手当は、所得税の課税対象とされる経済的な利益に該当することを前提とします。

【回答要旨】

お尋ねの諸手当は定期同額給与に該当します。

（理由）

1. 役員に対して継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるものは、定期同額給与として、法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されます（法法34①一、④、法令69①二）。

この「継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの」とは、その役員が受ける経済的利益の額が毎月おおむね一定であるものをいい（法基通9-2-11）、**負担した費用の支払形態や購入形態によりその該当性を判定するものではないと考えられます。**

2. お尋ねの授業料については、一般に、在学契約に基づく学校側から学生に対する教育役務の提供等の対価と考えられており、授業料を支払うことにより、学生は**在学期間中、継続的に教育役務の提供を受けることとなります。**このような授業料の性質からすれば、本来であれば貴社の役員が負担すべき授業料を貴社が学校に支払うことによって、**実質的に当該役員に対して給与を支給したのと同様の経済的効果が継続的にもたらされていると考えられます。**また、この場合の継続的に供与される経済的な利益の額とは、役員の子が継続的に（毎月）受ける教育役務の提供等の対価に相当する額と考えられますので、その額は毎月おおむね一定であると考えられます。**したがって、お尋ねのように貴社が学校に対して一括で授業料を支払う場合であっても、その支払いにより供与される経済的利益は定期同額給与に該当することとなります。**

【関係法令通達】

法人税法第34条第1項第1号、第4項

法人税法施行令第69条第1項第2号

法人税基本通達9-2-9、9-2-11

税務通信3665号税務担当が知っておきたい海外赴任者の税務問題第1回海外赴任者の税務に潜むリスク EY税理士法人税理士藤井恵先生（2021年08月09日）

【一部引用】

b）教育費

～現地校以外なら年間1人50～350万円相当、会社負担の場合も本人の所得として赴任国の所得税対象に

帯同する子女の学費も、特に小学校・中学校に関しては会社が負担しているケースが多くなっています。アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア等先進国英語圏では、英語を学ばせたいから、と**現地校**に通わせるケースが多くなっています。この場合、**公立校であればほとんど費用はかかりません**が、その他のエリアは言葉や治安の問題から日本人学校に通わせることが多くなります。**日本人学校の学費は年間50～200万円**と、学校により大きく異なり、中には入学にあたり、多額の企業寄附金を求められることもあります。さらに、日本人学校がないエリアについては、**インターナショナルスクール**に通わせることになりますと、**年間200万～400万円**と、そのコストはさらに高くなります。

そのため、企業の中には「インターナショナルスクールの学費は負担しない、又は負担しても一定額まで」と定めるケースや、中にはそのようなエリアについては原則として子女の帯同を推奨していない、というケースもあります

（中略）

なお、会社が負担する子女教育費は赴任国によっては非課税となる場合もありますが、多くの場合、その負担が日本本社、現地法人のいずれであったとしても、赴任者本人に払った給与として、当該学費相当額が赴任国の課税対象となるケースが多くなります（以下略）。

※なお、旧商法、旧法人税法の時代には、次のような判例があります。

「外国役員に支給した子女教育費補助金が役員賞与に当たるとされた事例」（昭和50年9月6日裁決　裁決事例集10号34頁）